

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型インフルエンザ等特別対策措置法による予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、新型インフルエンザ等特別対策措置法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等特別対策措置法による予防接種に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 1. 予防接種対象者の選定 2. 対象者への個別通知 3. 予防接種の実施 4. 予防接種記録の登録、接種記録の管理 5. 予防接種記録の照会、提供 6. 予防接種者の申請に基づき、接種証明書を交付
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 住登外者宛名番号管理機能システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 個人住民税システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input checked="" type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表25 153の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26 153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部健康づくり課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶺鴒55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 健康こども部健康づくり課 岩手県滝沢市中鶺鴒55番地 019-656-6527
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等の保管は徹底し、データのやり取りについては、取扱者を明確にし、厳重な管理のもと、受け渡しを行う。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する事務を行う。 1. 予防接種対象者の選定 2. 対象者への個別通知 3. 予防接種の実施 4. 予防接種の記録、接種歴の管理 5. 予防接種履歴の照会	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する事務を行う。 1. 予防接種対象者の選定 2. 対象者への個別通知 3. 予防接種の実施 4. 予防接種記録の登録、接種記録の管理 5. 予防接種記録の照会、提供	事後	
令和3年6月25日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 個人住民税システム 6. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 個人住民税システム 6. 中間サーバー 7. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月25日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9 条第1項、別表第一93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9 条第1項別表第一の10、93の2の項、第19条 第5号、第19条第15号 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	番号法の改正により修正したものの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年2月15日時点	令和3年8月13日時点	事後	再評価実施により再度実施したものの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和2年2月15日時点	令和3年8月13日時点	事後	再評価実施により再度実施したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種対象者の選定 2. 対象者への個別通知 3. 予防接種の実施 4. 予防接種記録の登録、接種記録の管理 5. 予防接種記録の照会、提供 	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種対象者の選定 2. 対象者への個別通知 3. 予防接種の実施 4. 予防接種記録の登録、接種記録の管理 5. 予防接種記録の照会、提供 6. 予防接種者の申請に基づき、接種証明書を交付 	事後	事務内容の追加
令和3年12月20日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10、93の2の項、第19条第5号、第19条第15号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10、93の2の項、第19条第6号、第19条第16号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 	事後	法改正による号ズレによる修正
令和3年12月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年8月13日時点	令和3年12月16日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの
令和3年12月20日	IIしきい値判断項目 2取扱者人数	令和3年8月13日時点	令和3年12月16日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの
令和4年5月23日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年12月16日時点	令和4年5月16日時点	事前	再評価実施により再度実施したもの
令和4年5月23日	IIしきい値判断項目 2取扱者人数	令和3年12月16日時点	令和4年5月16日時点	事前	再評価実施により再度実施したもの
令和7年2月28日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 個人住民税システム 6. 中間サーバー 7. ワクチン接種記録システム(VRS) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 住登外者宛名番号管理機能システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 個人住民税システム 7. 中間サーバー 	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10、93の2の項、第19条第6号、第19条第16号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)、第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一126の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年2月28日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表25 153の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26 153、154の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年2月28日	5.評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康推進課	健康こども部健康づくり課	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年2月28日	8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6526	健康こども部健康づくり課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6527	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年2月28日	9. 規則第9条第2項の適用	項目なし	項目追加 適応なし	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年2月28日	IIしきい値判断項目 1対象者人数 いつの時点の計数化	令和3年8月11日	令和7年1月31日	事前	評価の再実施
令和7年2月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数化	令和3年8月12日	令和7年1月31日	事前	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	項目なし	<p>十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年2月28日	IVリスク対策 11最も優先順位が高いと考えられる対策	項目なし	<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 【判断の根拠】 特定個人情報を含む書類等の保管は徹底し、データのやり取りについては、取扱者を明確にし、厳重な管理のもと、受け渡しを行う。</p>	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正